

# 相模原キャンパスにおける総合研究棟惑星試料処理室・放射線障害予防規程

(平成 19 年 9 月 21 日 規程第 19-81 号)  
(改正:平成 20 年 4 月 11 日 規程第 20-47 号)  
(改正:平成 22 年 4 月 1 日 規程第 22-23 号)  
(改正:平成 27 年 5 月 19 日 規程第 27-39 号)

## 目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 組織及び職務
- 第 3 章 管理区域
- 第 4 章 使用
- 第 5 章 保管、運搬、及び廃棄等
- 第 6 章 測定
- 第 7 章 教育及び訓練
- 第 8 章 健康診断
- 第 9 章 記帳及び保存
- 第 10 章 危険時の処置
- 第 11 章 報告

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年 6 月 10 日法律第 167 号。以下「法」という。)、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令(昭和 35 年 9 月 30 日政令第 259 号。)及び放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則(昭和 35 年 9 月 30 日総理府令第 56 号。以下「施行規則」という。)に基づき、相模原キャンパス総合研究棟惑星試料処理室(以下「処理室」という。)における、密封放射性同位元素の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 本規程は、処理室に立ち入るすべての者に適用する。

### (定義)

第 3 条 本規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「放射線業務」とは、密封放射性同位元素の使用、保管、運搬及び廃棄の業務をいう。
- (2) 「業務従事者」とは、密封放射性同位元素の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、処理室に立ち入る者で、宇宙科学研究所長(以下「所長」という。)が放射線業務従事者に承認した者をいう。
- (3) 「一時立入者」とは、管理区域責任者の承認を得たうえで管理区域に一時的に立入る者(「業務従事者」を除く。)をいう。
- (4) 「管理区域」とは、密封放射性同位元素の取扱いに伴う放射線障害から人身の安全を守るために施行規則第 1 条第 1 号の規定に基づき、相模原キャンパス内に指定された区域をいう。

### (遵守等の義務)

第 4 条 管理区域に立ち入る者は、第 6 条に規定する放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 所長は、放射線取扱主任者が法及び本規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

3 所長は、第 9 条に定める相模原キャンパス放射線安全委員会が本規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

## 第 2 章 組織及び職務

### (組織)

第 5 条 処理室における密封放射性同位元素の取扱いに従事する者並びに安全管理に従事する者に関する組織は、別図 1 のとおりとする。

### (放射線取扱主任者等)

第 6 条 所長は、放射線障害発生防止について総括的な監督を行わせるため、第 1 種放射線取扱主任者免状又は第 2 種放射線取扱主任者免状を有する者の中から放射線取扱主任者(以下「主任者」という。)及び放射線取扱主任者の代理者(以下「代理者」という。)を選任しなければならない。

### (放射線取扱主任者の職務)

第 7 条 主任者は、処理室における放射線障害の発生防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 本規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (4) 立入検査等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 所長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 管理区域に係る放射線量の測定
- (9) 放射性同位元素の使用に関する管理
- (10) 関係者への助言、勧告及び指示
- (11) 相模原キャンパス放射線安全委員会の開催の要求
- (12) その他放射線障害防止に関し必要な事項

2 所長は主任者に、法第 36 条の 2 に定める定期講習を受講させなければならない。

### (放射線取扱主任者の代理)

第 8 条 代理者は主任者を補佐し、主任者が旅行、疾病その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

### (相模原キャンパス放射線安全委員会)

第 9 条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、相模原キャンパスに放射線安全委員会を置く。

- (1) 委員会の委員長は、所長が任命する。
- (2) 委員会の委員は、主任者、放射線安全管理責任者その他相模原キャンパスに置かれる組織に所属する職員の中から所長が任命する。
- (3) 委員会の運営については、別に定めるものとする。

### (管理区域責任者)

第 10 条 管理区域に管理区域責任者を置く。

2 所長は、相模原キャンパスに置かれる組織に所属する職員の中から管理区域責任者を選任する。

3 管理区域責任者は、管理区域において、放射線障害防止のための必要な措置を行うとともに、管理区域に立ち入る者に対し、主任者及び放射線安全管理責任者が放射線障害防止のために行う指示等を遵守するよう徹底させなければならない。

(業務従事者)

第 11 条 所長は、処理室において密封放射性同位元素の取扱等業務に従事する者を、業務従事者として登録しなければならない。

- 2 職員を業務従事者として登録するときは、所属長の定義について(人事部長通達第 15-10 号)に定める所属長(以下、「所属長」という。)の申請に基づき、主任者の同意のもとに所長が承認したうえで登録する。
- 3 大学共同利用システムに基づく共同研究に従事する職員以外の者その他機構が受け入れた者(以下、「共同研究員等」という。)を業務従事者として登録するときは、共同研究員等の受入責任者からの申請に基づき、主任者の同意のもとに所長が承認し、登録する。ただし、共同研究員等が所属機関等において第 24 条に定める教育及び訓練並びに第 25 条に定める健康診断(「以下、「教育及び訓練並びに健康診断」という。)を受けている場合の承認及び登録は、放射線管理責任者がこれを行う。
- 4 所長は、前 2 項の承認を行うにあたり、業務従事者として申請した者(前項ただし書きに該当する者を除く。)に対し教育及び訓練並びに健康診断を放射線安全管理責任者に実施させ、その結果を照査しなければならない。
- 5 業務従事者が、機構外の施設で放射線の作業に従事しようとするときは、当該施設を所掌する者の要請に基づき、所定の手続きを経て主任者の許可を得なければならない。

(放射線安全管理責任者)

第 12 条 放射線安全管理責任者は、放射線の安全管理に関する業務を統括する。

- 2 放射線安全管理責任者は、所長が選任する。

(安全管理担当者)

第 13 条 放射線管理業務を行うため安全管理担当者を置く。

- 2 安全管理担当者は、第 1 種放射線取扱主任者資格又は第 2 種放射線取扱主任者資格を有する者のうちから、放射線安全管理責任者が選任する。
- 3 安全管理担当者は次の業務を行う。
  - (1) 放射線測定器の保守管理
  - (2) 密封放射性同位元素等の受入、保管、運搬及び廃棄に関する管理
  - (3) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
  - (4) 業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
  - (5) 前各号に関する記帳・記録の管理及びその保管
  - (6) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き及びその他関係省庁との連絡等事務的事項に関する業務

(衛生管理担当者)

第 14 条 衛生管理担当者は、科学推進部参事(総括)とし、次の業務を行う。

- (1) 業務従事者(一時的に管理区域に立ち入る者を除く。)に対する健康診断計画の立案及びその実施
- (2) 前号に関する記帳・記録の管理及びその保管

### 第 3 章 管理区域

(管理区域)

第 15 条 所長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

- 2 前項で指定する管理区域は、別図 2 に示す処理室とする。
- 3 管理区域責任者は、次に定める者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。
  - (1) 業務従事者として第 11 条に基づき登録された者
  - (2) 見学者等で一時立入者として管理区域責任者が立入りを認めた者

(管理区域に関する遵守事項)

第 16 条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
  - (2) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。
  - (3) 業務従事者等は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示その他施設の保安を確保するための指示に従うこと。
  - (4) 一時立入者は、主任者及び業務従事者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の保安を確保するための指示に従うこと。
- 2 管理区域責任者は管理区域の入口の目につきやすい場所に取り扱いに係わる注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

## 第 4 章 使用

(密封放射性同位元素の使用)

第 17 条 密封放射性同位元素を使用する者は、管理区域責任者の管理のもとに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること
  - (2) 密封放射性同位元素の使用時、別途定める標識を掲げ使用中であることを明示すること
  - (3) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
  - (4) かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
  - (5) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- 2 密封放射性同位元素の使用にあたっては、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、管理区域責任者の承認を受けなければならない。

## 第 5 章 保管、運搬及び廃棄等

(保管)

第 18 条 密封放射性同位元素は所定の容器に入れ、線源貯蔵箱に貯蔵しなければならない。

- 2 貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えて密封放射性同位元素を貯蔵してはならない。
- 3 貯蔵箱は放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするため施錠等の措置を講じなければならない。
- 4 線源貯蔵箱の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示しなければならない。
- 5 放射線安全管理責任者は、毎年 1 回以上、所管する密封放射性同位元素の保管及び保管の状況の調査を行い、保管量及び保管の状況を取りまとめ、その結果を主任者を經由して、所長に報告しなければならない。

(相模原キャンパス外における運搬)

第 19 条 線源廃棄のため、相模原キャンパス外において密封放射性同位元素を運搬しようとするときは、主任者の承認を受けるとともに、法第 18 条に定める基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃棄)

第 20 条 密封放射性同位元素の廃棄は、放射線安全管理責任者の指示のもとに廃棄業者に引き渡すことによって行われなければならない。

## 第 6 章 測定

(放射線測定器の保守)

第 21 条 安全管理担当者は、安全管理にかかる放射線測定器について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

第 22 条 主任者は、放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。

2 測定は、次の各号に従い行わなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は使用施設、貯蔵箱、管理区域境界について別に定める基準に従い行うこと。
- (2) 実施時期は取扱開始前に 1 回、取扱開始後にあつては、1 月を超えない期間毎に 1 回行うこと。

3 測定の結果は次の項目について記録しなければならない。

- (1) 測定日時
- (2) 測定箇所
- (3) 測定をした者の氏名
- (4) 放射線測定器の種類及び形状
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果
- (7) 測定結果の措置

4 前項の測定結果は、放射線安全管理責任者が 5 年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

第 23 条 放射線安全管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対して適切な放射線測定器を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は胸部(女子にあつては腹部)について 1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量について行うこと。
- (3) 前号のほか頭部及びけい部からなる部分、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大たい部からなる部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部からなる部分(女子にあつては、腹部及び大たい部からなる部分)以外の部分である場合は当該部分については計算によってこれらの値を算出すること。
- (4) 人体部位のうち外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合は、前2号のほか当該部位についても計算によってこれらの値を算出すること。
- (5) 測定は管理区域に立入る者について、管理区域に立入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として管理区域責任者が認めた者については、外部被ばくの線量が 100 マイクロシーベルトを超えるおそれがあるとき行うこととする。
- (6) 次の項目について測定の結果を記録すること。
  - ア 測定対象者の氏名
  - イ 測定をした者の氏名
  - ウ 放射線測定器の種類及び形式
  - エ 測定方法
  - オ 測定部位及び測定結果
- (7) 前号の測定結果については、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間、4 月 1 日を始期とする 1 年間並びに(本人の申し出等により主任者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの 1 月間)毎月 1 日を始期とする 1 月間について、当期間ごとに集計し記録すること。
- (8) 第 6 号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し次の項目について記録すること。
  - ア 算定年月日
  - イ 対象者の氏名
  - ウ 算定した者の氏名

- エ 算定対象期間
- オ 実効線量
- カ 等価線量及び組織名

- (9) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに(本人の申し出等により主任者が妊娠の事実を知ることとなった女子にあっては出産までの1月間)毎月1日を始期とする1月間について、当期間ごとに集計し記録すること。
  - (10) 第5号から第9号の記録は、放射線安全管理責任者が永久に保存するとともに、記録のつど対象者にその写しを交付すること。
- 2 放射線安全管理責任者は、前項の測定結果に基づき、使用施設等における1年間の業務従事者数及び個人実効線量分布を5年間累積線量の記録として作成し、主任者を經由して、所長に報告しなければならない。

## 第7章 教育及び訓練

### (教育及び訓練)

- 第24条 放射線安全管理責任者は、管理区域に立ち入る者及び密封放射性同位元素の取扱業務に従事する者に対し、本規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。
- 2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号の定めるところによる。
- (1) 実施時期は次のとおりとする。
    - ア 業務従事者として登録する前
    - イ 管理区域に立ち込んだ後及び取扱業務の開始後には1年を超えない期間ごと。
  - (2) 前号アについては、次に掲げる項目及び時間数を、又イについては次に掲げる項目について実施すること。
    - ア 放射線の人体に与える影響  
30分間以上
    - イ 密封放射性同位元素の安全取扱  
4時間以上
    - ウ 放射線障害防止に関する法令  
1時間以上
    - エ 放射線障害予防規程  
30分間以上
    - オ その他放射線障害防止に関して必要な事項
- 3 前項の規定にかかわらず前項第2号に掲げる実施項目に関して、十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。
- 4 管理区域責任者は、管理区域に一時的に立ち入る者を一時立入者として承認する場合は、当該立入者に対して放射線障害の発生を防止するために必要な注意事項を熟知させなければならない。

## 第8章 健康診断

### (健康診断)

- 第25条 放射線安全管理責任者は、業務従事者に対して次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。
- (1) 実施時期は次のとおりとする。
    - ア 業務従事者として登録する前
    - イ 管理区域に立ち込んだ後には1年を超えない期間ごと
  - (2) 健康診断は問診及び検査又は検診とする。
  - (3) 問診は放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。

- (4) 検査又は検診は次の部位及び項目について行うこと。ただし、アからウについては、医師が必要と認める場合に行うこととする。(第1号アに係る健康診断にあつてはア及びイの部位又は項目を除く。)
- ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
  - イ 皮膚
  - ウ 眼
- 2 放射線安全管理責任者は、前各号の規定にかかわらず、業務従事者が実効線量限度又は等価線量限度を超えて被ばくし、又は被ばくしたおそれのある場合、遅滞なくその者につき健康診断を行わなければならない。
- 3 放射線安全管理責任者は、次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
- (1) 実施時期
  - (2) 対象者の氏名
  - (3) 健康診断を実施した医師名
  - (4) 健康診断の結果
  - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた処置
- 4 健康診断の結果は放射線安全管理責任者が永久に保存するとともに、実施のつど記録の写しを対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者に対する処置)

- 第26条 放射線安全管理責任者は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者及び産業医と協議しその程度に応じ、管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止、配置転換その他健康の保持に必要な処置を所長に具申しなければならない。
- 2 所長は前項の具申があつた場合には、適切な処置を講じなければならない。

## 第9章 記帳及び保存

(記帳)

- 第27条 放射線安全管理責任者は、使用、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。
- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。
- (1) 使用
    - ア 密封放射性同位元素の種類及び数量
    - イ 密封放射性同位元素使用の年月日、目的、方法及び場所
    - ウ 密封放射性同位元素の使用に従事する者の氏名
  - (2) 保管
    - ア 密封放射性同位元素の種類及び数量
    - イ 密封放射性同位元素の入手日、方法及び場所
    - ウ 密封放射性同位元素の保管に従事する者の氏名
  - (3) 運搬
    - ア 密封放射性同位元素の種類及び数量
    - イ 密封放射性同位元素の運搬の年月日及び方法
    - ウ 荷受け人又は荷送り人及び運搬に従事する者の氏名
  - (4) 廃棄
    - ア 密封放射性同位元素の種類及び数量
    - イ 密封放射性同位元素の廃棄の年月日
    - ウ 密封放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名
  - (5) 第24条の教育及び訓練
    - ア 教育及び訓練の実施年月日及び項目
    - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

- 3 前項に定める帳簿は、各年度ごとに閉鎖し、放射線安全管理責任者が5年間保存しなければならない。

## 第10章 危険時の処置

### (危険時の処置)

第28条 密封放射性同位元素に関し地震、火災、運搬中の事故等の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合又はそのおそれがある場合、その発見者は、別に定める基準に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難勧告等応急処置を講じなければならない。

- 2 所長は、前項の事態が生じたとき又はその通報を受けたときは、直ちに関係機関に通報するとともに遅滞なく理事長を通じ原子力規制委員会又は国土交通大臣に届け出なければならない。

### (地震等の災害時における措置)

第29条 地震・火災等の災害が起こった場合には、別に定める災害時の連絡通報体制に従い、連絡及び別に定める項目について業務従事者が点検を行い、その結果を、主任者を經由して所長に報告しなければならない。

## 第11章 報告

### (報告)

第30条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は別に定める連絡通報体制に従い通報しなければならない。

- (1) 密封放射性同位元素の盗難又は所在不明が発生したとき
  - (2) 密封放射性同位元素が異常に漏洩したとき
  - (3) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生したとき
  - (4) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- 2 所長は、前項の事態が発生したとき又はその通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に、それぞれ理事長を通じて原子力規制委員会に報告しなければならない。
  - 3 所長は、第18条第4項及び第23条第2項の報告に基づき、放射線障害の防止に関する法律施行規則第39条第3項に定める放射線管理状況報告書を、毎年4月1日を始期とする1年間について作成し、当該期間の経過後3月以内に理事長を通じて原子力規制委員会に提出しなければならない。

### 附 則

この規程は、平成19年11月27日から施行する。

### 附 則(平成20年4月11日 規程第20-47号)

この規程は、平成20年4月11日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

### 附 則(平成22年4月1日 規程第22-23号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

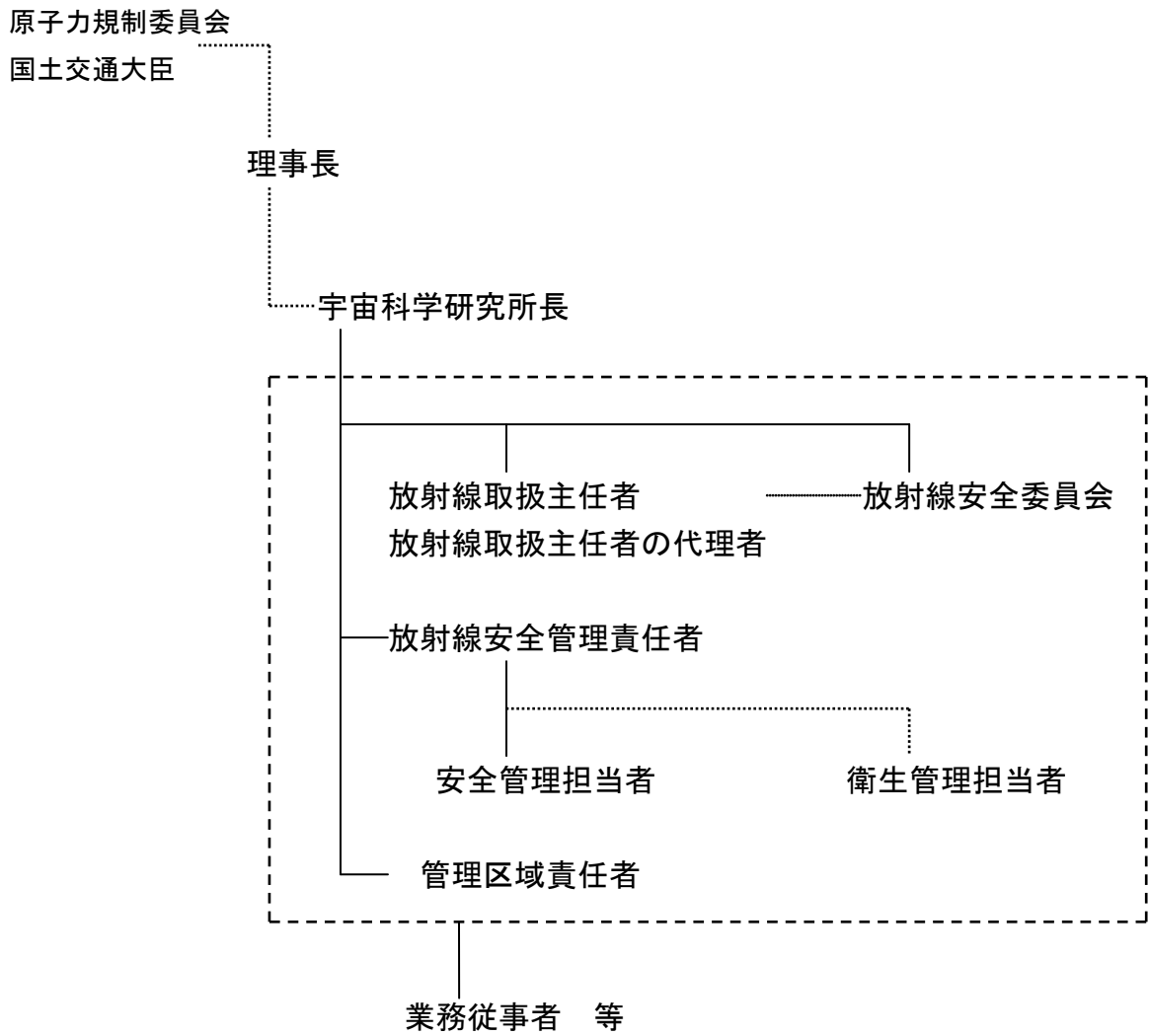
### 附 則(平成27年5月19日 規程第27-39号)

この規程は、平成27年5月19日から施行し、平成26年4月1日から適用する。



別図 1

### 放射線安全管理組織図



別図2 (別添)

管理区域 (平面図)